

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 病衣、白衣及び寝具等の賃借及び洗濯等業務委託契約書(案)

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 福里 吉充（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）と
（以下「丙」という。）は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターで使用する病衣、白衣及び寝具等（以下「寝具等」という。）の賃借及び洗濯等業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、この契約に定める条件に従い、甲が使用する寝具等の貸与及び洗濯・補修業務を行う。甲はその対価として乙に委託料を支払う。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（調達）

第3条 乙が甲のために用意しなければならない寝具等の品名及び数量は別紙仕様書のとおりとし、甲はこれを契約の目的以外に使用してはならない。

（委託料及び消費税税率改正に関する事項）

第4条 この契約に基づく委託料は、（別紙）単価表のとおりとし、消費税及び地方消費税額を加算した額とする。

2 本契約の契約期間中途において、消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第5条 乙は、毎月の委託料を翌月の10日までに甲に請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 乙は、甲が自己の理由により料金の支払を遅延した場合は、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいた率により計算した遅延利息を甲に請求できるものとする。

（委託料の変更）

第6条 前条の規定にかかわらず、次の場合は甲及び乙は相互協議の上、委託料を変更することができる。

- （1） 寝具等に関する法令通達等が改正された場合
- （2） 経済的に大きな変動がおきた場合

(契約保証金)

第7条 この契約の保証金は、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする（または沖縄県財務規則第101条第2項第〇号の規定により免除する。）

(納期、納入場所及び使用場所)

第8条 寝具等の納期、納入場所及び使用場所は次のとおりとする。

- (1) 納期 甲の指示する期日とし、乙はその期日を遵守する。
- (2) 納入場所 甲の指示する場所
- (3) 使用場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

(納入検査)

第9条 乙は、寝具等を納入する場合は、その都度甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、検査で不合格品があった場合は、速やかに乙に通知するものとする。

3 乙は、前項による不合格品の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに交換し、検査を受けなければならない。

(費用負担)

第10条 次の各号にかかる費用については、乙の負担とする。

- (1) 納入場所までの往復に要する費用
- (2) 消毒に要する費用

(予洗)

第11条 寝具類に血痕、膿、分泌物、小水等の汚物が付着し、著しく他を汚染する恐れのある場合は、甲において除去（消毒予洗）を行い、乙に引き渡すものとする。

(汚染物の処理)

第12条 甲は、診療用放射性同位元素による診療に使用した寝具類及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する感染症の病原体に汚染されているものは、病院で処理しなければならない。

(守秘義務)

第13条 乙及び乙の従業員は、当該業務の遂行上直接または間接に知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様の取扱いとする。

2 乙は、個人情報の取扱いについて別途定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(健康管理)

第14条 乙は、寝具等の洗濯、消毒、補修、運搬に従事する従業員の健康管理のため定期的に健康診断を行い、その結果を甲に報告するものとする。

2 乙は、ウイルス伝染に感染している従業員を寝具等の洗濯、消毒、運搬等に従事させてはならない。

(感染症対策)

第15条 乙は、業務遂行するにあたり、業務従事者に対しB型肝炎、麻疹、風疹、水痘及び流行性耳下腺炎の抗体価検査を実施すること。

2 各感染症における抗体価が、陰性または低抗体価と評価された者に対して、「日本環境感染学会 医療従事者のためのワクチンガイドライン第2版」で示す基準を満たすまでワクチン接種を実施すること。

3 甲の求めに応じて、業務従事者の抗体検査結果、ワクチン接種の状況が確認できる資料を提出すること。

4 業務従事者に対し、インフルエンザワクチンを接種すること。

5 本条第1項から第4項までに係る一切の費用は、乙が負担とすること。

(権利義務の譲渡禁止)

第16条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは義務の処理を代行させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第17条 甲は、貸与を受けた寝具等を甲の責に帰すべき理由により紛失、焼失、大破損等をした場合には、甲は損害賠償金を乙に支払うものとし、金額の算定にあたっては寝具等の時価相当額を経過年数による比率で逓減した残存価格とする。

(改善命令)

第18条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が各号の一に該当する場合においては、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。
- (2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
- 3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。また、乙は甲が直接受けた損害額について違約金を甲に支払う。
- 4 前項の違約金は、甲において契約解除時に乙に対して支払うべき金額がある場合には、これを相殺することができるものとする。
- 5 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(代行保証)

第21条 乙は、この契約に基づく業務を履行できなくなった場合の保証のため、業務代行保証書（社団法人日本寝具協会）を甲に差し出すものとする。ただし、この契約にあたって乙の業務を代行する者（以下「丙」という。）を定めた場合はこの限りではない。

2 甲が業務の代行の必要性を認めた場合は、代行者は乙に代わってこの契約に基づく業務を履行しなければならない。

(災害発生時の病院業務継続協力について)

第22条 乙は、台風を含めた災害時、甲が病院業務を継続できるよう最大限の協力（出勤可能な職員の派遣及び優先的な納品等）を行うものとする。

(特約事項)

第23条 乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないように適切かつ確実に、業務の引継ぎを受けなければならない。

2 本契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないように適切かつ確実に、甲が指示する者に対して業務を引き継がなければならない。

(予算の減額による契約の解除)

第24条 甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について県予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲にないにおける変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関する事項について甲と乙との間に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するために契約書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 6年 月 日

(甲)

沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院長 福里 吉充

(乙)

(丙)

単 価 表

種別品目	対象部署・職種	組数/日	単 価	備考
白 衣	薬 局	18	円	
	看護部	5	円	
	栄養室	7	円	
	検査科	44	円	
	社会福祉士	8	円	
	臨床心理士	3	円	
	医事課	2	円	
	看護クラーク	17	円	
	医師事務作業補助	33	円	
	医 局	196	円	
	スクラブ	1 PICU	23	円
2 NICU		43	円	
3 GCU・第2GCU		29	円	
4 産 科		24	円	
5 MFICU		13	円	
6 ICU/CCU		41	円	
7 6階東		31	円	
8 6階西		30	円	
9 6階南		18	円	
10 6階精神		13	円	
11 5階東		37	円	
12 5階西・SCU		33	円	
13 5階小児		19	円	
14 4階東		22	円	
15 4階西		31	円	
16 4階小児		20	円	
17 血液浄化療法		9	円	
18 成人外来		25	円	
19 小児外来		12	円	
20 救命救急センター		50	円	
21 歯科口腔外科		6	円	
22 手術室		27	円	
23 医療安全管理室		3	円	
24 地域連携室		5	円	
25 入退院支援室		9	円	

単 価 表

種別品目	対象部署・職種	組数／日	単 価	備 考
	26 臨床工学科	15	円	
	27 放射線科技師	28	円	
	28 リハビリ室	29	円	
	29 看護補助員	160	円	
	30 看護師長	30	円	
	31 放射線科事務	5	円	
作業衣	医 局	140	円	
基準寝具		444	円	
非基準寝具 1	外来・検査等	151	円	
非基準寝具 2	院内用	35	円	
防水シート		2200	円	※1月あたり 納品数
病 衣	病棟用	180	円	
その他リネン類		一式	円	
ベビー肌着		49	円	
フェイスタオル		74	円	
バスタオル		125	円	
リネン管理費		一式	円	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用さ

れる場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うもとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。